

平成 29（2017）年 6 月 16 日、国の文化審議会は湯畑を名勝に指定するよう文部科学大臣に答申しました。近く答申通り告示される見通しです（名勝は国／文部科学大臣が文化財保護法に基づいて指定するものです）。

温泉地は 2007 年に「別府の地獄」が名勝に指定され草津が 2 例めです。

名勝とは

芸術上または鑑賞上価値の高い庭園、橋梁、渓谷、海浜、山岳等（＊現在は庭園が多い）

現在の指定件数は 408 件（うち特別名勝 36 件）

答申の内容

「湯畑」は、草津温泉の中心に位置する源泉地。湯樋を通じて温泉水を冷ますとともに、湯の花も採取され、端部において岩盤を流れ落ちる湯滝の風致は独特の風情を成しており、草津に固有の温泉文化を表象する風致景観として重要である。（草津温泉の中心に位置する他に類例を見ない源泉地の風致景観）

近年の湯畑をめぐるうごき

- ・平成 13（2001）「かおり 100 選」
～草津温泉湯畑の湯けむり（環境省）選定
- ・湯路広場（H26/2014）御座之湯（H25/2015）熱乃湯（H27/2016）の整備
- ・平成 29 年度「都市景観大賞」湯畑を中心とした温泉街の街なみ
（国土交通大臣表彰）
- ・山本館本店 国登録有形文化財に指定（H24/2）



「湯畑」は毎分 4,040ℓ の温泉が自然に湧出している源泉地であり、古くから高温の温泉が湧出していたと考えられています。その存在が多くの人に知られるのは江戸時代以降、庶民の旅や湯治が盛んになった文化・文政期（19 世紀初頭）以降とされ、湯畑の周辺には宿屋や商店が軒を連ね、多くの湯治客が集まり、賑わっていました。国内の温泉地においても「湯畑」のような源泉地の形態を見ることは稀であり、稀少な景観として今回の「名勝」指定につながりました。草津町では源泉の保護や周囲の環境整備、子どもたちへの「湯畑」への教育等を行い、文化財と観光の両輪で振興を図り、後世に伝えて行きます。